

## 議題3 最近の人権をめぐる動向

## 性的少数者の人権に関する状況等について

LGBTなどの性的少数者の方々は、偏見や無理解のため、学校や職場などで心ない好奇の目にさらされたり、不当な差別を受けるなど困難な状況に置かれており、こうした方々が安心して暮らせるよう人権尊重の観点から配慮が必要である。

## 1 性的少数者に関する法制定の動き

- 国内には、性同一性障害特例法（「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（平成15年法律第111号））はあるものの、戸籍上の性別変更の手続きを定めたものであり、性的少数者の人権に関する基本的な法律はない。
- 国では、令和3年4月から6月にかけて、超党派で、性的少数者に係る理解増進に向けた法案提出に向けて調整が進められていたが、国会提案に至らなかった。
- 令和5年2月の前内閣総理大臣秘書官の発言を契機に、現在、国において、性的少数者に係る理解増進に向けた法案の提出が議論されている。

## 2 パートナーシップ制度の導入状況

- ホームページ「みんなのパートナーシップ制度」（※1）によると令和5年2月末現在、全国260自治体が「パートナーシップ制度」（※2）を導入しており、都道府県では、青森県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、東京都、三重県、大阪府、福岡県及び佐賀県が導入している。

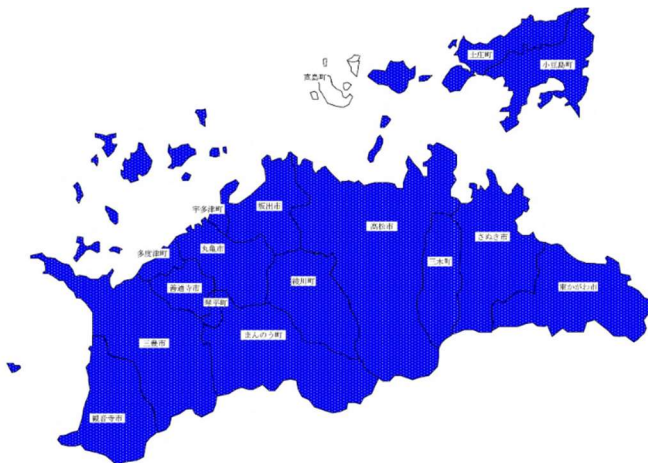
また、3月1日には、富山県及び静岡県が新たに導入し、現在12都府県が導入している。

※1 出展：<https://minnano-partnership.com/>

※2 「パートナーシップ（宣誓）制度」とは

お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行い又は行うことを宣誓した性的少数者のカップルに対し、自治体が二人の関係を証明する制度。

- 県内では、令和5年3月1日現在、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町の8市8町が導入している。
- このうち、丸亀市、観音寺市及び三豊市については、パートナーシップ宣誓当事者と一緒に暮らしている子どもや父母等も家族関係にあることを証明する「ファミリーシップ宣誓制度」を導入している。



※青色：既導入市町 R5.3.1時点

### 3 性的少数者に関する調査の実施予定について

令和5年度香川県県政世論調査において、性的少数者（LGBT）に関する調査を行う予定としている。

① 調査目的

性の多様性についての県民の皆さまの考えをお伺いし、今後の性的少数者に関する施策の参考とする。

② 調査時期

令和5年5月～6月（予定）

③ 調査対象・標本数

満18歳以上の県民3,000人

④ 調査法

郵送法

⑤ 調査事項

性の多様性に関する認知度や性的少数者に対する支援の現状等に関する設問7問程度